

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 1 1 日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

11月末までの催物の開催制限等について

令和 2 年 8 月 24 日付け事務連絡により通知したとおり、9 月 1 日以降の催物開催について、9 月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9 月 19 日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11 月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9 月 19 日から実施する。

なお、12 月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙 3 「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

て」及び別紙４「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか大きい方」を上限とする

- ・ 別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、５，０００人を上限とする

こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア)及びイ)における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を１００％とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙３及び別紙４）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙２「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

て」及び別紙４「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか大きい方」を上限とする

- ・ 別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、５，０００人を上限とする

こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア)及びイ)における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を１００％とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙３及び別紙４）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙２「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、１) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、２) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（２）によることとする。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア) に該当しない催物は、イ) の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の５０％を超えることもありうる。具体的には、別紙２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和２年８月２４日付け事務連絡１．に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、１) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の５０％までの参加人数とすることとし、２) 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（１ｍ）を要することとする。具体的には別紙

2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（2）によることとする。

（2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

（3）人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（1）（人数上限に係る部分を除く。）に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

【接触感染】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【飛沫感染】

- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【マイクロ飛沫感染】

- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

（２）都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（2）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第1担当 松田・植田・磯・井上・寺井
直通 03（6257）3085